**みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務委託　仕様書**

**１　委託業務名**

　みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務委託

**２　業務期間**

契約締結日の翌日から令和５年３月24日まで

**３　業務目的**

　　本市では、令和元（2019）年12月4日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、令和32（2050）年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としている。令和3年3月に策定した「第2次みよし市環境基本計画」では「みよし市の地域特性に対応した削減方策」、「継続的な省エネ活動の推進、運用改善や高効率設備への更新」、「再生可能エネルギーの積極的な導入、利活用」、「吸収源の確保・保全」を推進する長期的な「二酸化炭素排出量削減計画」の策定・推進体制の構築を行うこととしていることから、「ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けた基礎調査業務を委託する。

**４　令和３年度の業務内容**

検討組織（検討委員会）の支援業務及び事業化に向けた調査概要とスケジュールについて検討し、調査の準備を行う。

（１）検討組織（検討委員会）の支援

市役所関係課、主要企業、学識者で構成する検討組織（検討委員会）の会議への参加及び資料作成などの各種支援（開催回数３回程度）

（２）調査の準備

　　再生可能エネルギー賦存量などの調査計画の作成、調査項目及び調査手法の検討などの調査実施準備

（３）庁内会議、環境審議会等への報告資料及び議事録の作成

**５　令和４年度の業務内容**

みよし市内の再生可能エネルギーの賦存量（今後導入の可能性があるものを含む）及び工場のエネルギープラントの発電量等、地域特性を踏まえた脱炭素・低炭素エネルギーを調査するとともに、地域新電力などの事業化に向け主要プレイヤーを抽出する。また、温室効果ガス排出量削減効果（概算）を算出する。

（１）検討組織（検討委員会）の支援

市役所関係課、主要企業、学識者で構成する検討組織（検討委員会）の会議への参加及び資料作成などの各種支援（開催回数５回程度）

（２）市内における再生可能エネルギーの利用可能量調査

太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電（木質、畜産、農業、食品、下水）の市内における現在の導入状況及び将来の導入可能性について、統計資料及び市からの資料提供により調査する。また、固定価格買取制度（以下「FIT」という。）を活用している設備については、FIT契約終了時期及びその設備容量についても調査する。

（３）市内工場におけるエネルギープラントの発電量調査

主に市内の大規模工場のエネルギープラントの発電量及びエネルギー不足量の把握のため、ヒアリング調査等を実施する。

（４）温室効果ガス削減効果の算定

（２）の再生可能エネルギー利用可能量調査及び（３）の工場におけるエネルギープラントの発電量調査などを踏まえて、地域の脱炭素・低炭素エネルギー（賦存量）を整理し、これらを活用した際に想定できる温室効果ガス排出削減のポテンシャルを算定する。

（５）事業モデルの想定

上記までで整理した地域の脱炭素・低炭素エネルギーを活用した地域新電力やエネルギーサービス事業などの事業化を想定する。また、その際の主要なプレイヤーについて、既往の地域新電力・エネルギーサービス事業などの事例を参考に想定する。

（６）補助金申請対応

事業化の際に活用できる国の補助制度等を調査し、活用可能な補助制度等があった際は申請書類等の準備を行う。

（７）庁内検討会、環境審議会等への報告資料及び議事録の作成

**６　提出書類**

　　受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を発注者に提出するものとする。

（１）業務計画書

（２）管理技術者通知書

（３）工程表

（４）その他発注者が必要と認める書類

**７　関係資料の貸与**

　　発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を、受注者に貸与するものとする。受注者は貸与資料を厳重に管理保管するとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

**８　打合せ協議**

　　受注者は、本業務の実施期間中において発注者と緊密な連絡を保ち業務を行わなければならない。また、打ち合わせが必要となったときは随時、打ち合わせを実施するとともに打合せ記録簿を作成し、その都度提出するものとする。

**９　成果品**

　　本業務の成果品は以下のとおりとする。成果品はすべて発注者の所有、帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与または使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

　【令和３年度】

（１）業務報告書（議事及び打合せ資料を含む）　２部

（２）再生可能エネルギー等賦存量調査実施計画書　２部

（３）上記電子データ　一式

　【令和４年度】

（１）業務報告書（議事及び打合せ資料を含む）　２部

（２）市内工場におけるエネルギープラントの発電量調査報告書　２部

（３）市内における再生可能エネルギーの利用可能量調査結果報告書　２部

（４）温室効果ガス排出量削減効果の分析評価及び算定結果報告書　２部

（５）事業モデルの想定提案書　２部

（６）国の補助制度等の申請資料　２部

（７）上記電子データ　一式

**１０　契約及び支払等**

　　契約は、令和３年度から令和４年度までの２年間で実施する業務とする。支払方法は、各年度の実績によるものとする。なお、令和３年度の支払金額は、契約金額（税抜き）に３３．３パーセントを乗じ、１，０００円未満の端数を切捨てた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。残額については、令和４年度に支払うものとする。

**１１　個人情報の保護等**

　　本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律その他関連する法令等を遵守すること。また、本業務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

**１２　その他事項**

（１）本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、必要と認められる事項は実施すること。

（２）本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し決定するものとする。

（３）受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（４）本業務中の事故及び損害については、受注者の責任において処理に当たるものとする。